平成29年

第3回 農地部会(定例会)議案

平成29年3月7日

前橋市農業委員会

平成29年 第3回 農地部会 議事 録

・開会日時 平成29年3月7日 午後2時02分・閉会日時 平成29年3月7日 午後3時19分

·開催場所 市庁舎7階 農業委員室

· 出席委員(15名)

1番 澁澤 聖一2番 小泉 俊夫3番 坂庭 常男4番 木村 隆一5番 信澤 綱四郎7番 星野 好孝9番 窪田 桂10番 星野 和幸11番 深町 富士雄13番 関根 由彦14番 石倉 忠夫15番 小林 秀明

16番 岩﨑 政男 17番 青木 朱美 18番 齊藤 尚展

· 欠席委員(2名)

8番 江原 弘 19番 金井 清美

• 事務局出席者

事務局長 吉井 一夫 係長 齋藤 孝朗 副主幹 高山 幸治 主任 有本 紀子 主任 冨澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・その他の出席者

農業委員会長 堀越 恒弘会長職務代理者 関口 喜弘農林課主事 井上 洋輔

• 付議事件

(1) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第14号 農地法の規定による許可申請の取消について(5条)

(3) 議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について(4条)

(4) 議案第16号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について(5条)

(5) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

(6) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

(7) 議案第19号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の

変更決定について

• 協議事項

(1) 第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

• 報告事項

(1) 第10号 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について

(2) 第11号 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について

(3) 第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

吉井局長

これより平成29年第3回農地部会を開催いたします。

なお、本日の欠席通告者は、8番 江原 弘委員、19番 金井 清美委員の2名であります。従いまして在任委員17名中15名の出席であり、農業委員会等に関する法律第28条第4項で準用する第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長

◇ (あいさつ)

吉井局長

続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長

◇ (あいさつ)

吉井局長

会議規則第5条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議長

それでは、平成29年第3回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を 指名いたします。2番 小泉 俊夫委員、3番 坂庭 常男委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第13号・農地法第3条の規定による許可申請につ いて、整理番号1から14番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めま す。

冨澤主任

◇ (議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等朗読、説明)

整理番号12番、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号1番から14番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議長

なお、整理番号 6 番については、面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

5番委員 (2班班長) 現地案内図3条の6をご覧下さい。申請地は農用地区域内にあり、適正に管理されている農地です。面接には申請人本人が来られました。現在は藤岡で米麦、大豆を生産する大規模農園で研修し、藤岡では3,045㎡を借りています。許可されれば週3日藤岡、4日粕川で農地管理する予定です。農機具はトラクターと、軽四を保有、他の農機具はリース、又はその都度調達する予定。申請地には有機栽培で米麦、大豆を作付け、生産物は研修先の農園へ販売し、残りはネット販売等を開拓し直売する予定です。今後は2haほど規模拡大しJAの組合員、認定農家にもなりたいとの事です。青年就農給付金制度を活用し、約1年半給付金を受けています。調査班としては、申請者の前向きな姿勢を考慮して、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問等をお願いします。

会 長 5番委員 申請地で古代米の作付けはするのですか。

- B X X

申請地では古代米はせず、有機栽培で米麦、大豆を作付け予定です。

13番委員

営農計画で、経営規模1年目43 a、3年目100 aとなっていますが、申請地には機械化組合等があり、空いている水田等があるのですか。

18番委員

先日より貸借のマッチングを行っており、全部の連絡はとれていませんが、全部借りられれば約一町近くあります。粕川で50a借りられませんので藤岡で30a借り、両方に通勤しながらの農作業になりますので大変かと思われますが、大変意欲がみられます。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から14番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第13号・農地法第3条の規定による許可申請につ いては、整理番号1番から14番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第14号・農地法の規定による許可の取消5条許可について、整理番号 1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

議長

◇(議案書、地目、面積、契約内容、取消理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番については、現地調査を、実施しておりますので、調査班長の 報告をお願いします。

5番委員 (2班班長)

現地案内図5条取消の1をご覧下さい。申請地は月田小学校から南西へ約500mに位 置する、集団農地内の第一種農地です。申請取消の理由は申請人が死亡したためです。 現地調査を行ったところ、申請地の転用は実施されておらず、調査班としては申請の 取消を承認することに決定いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認と することに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第14号・農地法規定による許可の取消5条許可に ついては、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第15号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、 整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任

◇ (議案書、地目、面積、申請理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし ます。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認と することに替成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第15号・農地法の規定による許可後の計画変更申 請4条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第16号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、 整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹 議長

◇(議案書・順次、変更内容、地目、面積、転用目的、申請理由等を朗読、説明) 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし ます。

◇ (意見、質問等なし)

議長

議案書の内容確認。

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番 までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第16号・農地法の規定による許可後の計画変更申 請5条許可について、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第17号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番 から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任

◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番1番から5番は農地法第4条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から5番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第17号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第18号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から29番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明)

なお整理番号1番、29番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

なお、整理番号1番、24番については、現地面接調査を、実施しておりますので、 調査班長の報告をお願いします。

現地案内図5条の1をご覧下さい。申請地は、県立県民健康科学大学から北東へ約800mに位置し、農地と農用施設に囲まれた農用地区域内の農地です。申請人は、養鶏業を営む有限会社であり、23万羽を飼育しており隣接地を取得して規模拡大を図りたく申請に至りました。面接には、会社の顧問と、代理人が来られました。現在23万羽ほど飼育しているが24万羽に規模拡大したいとの事です。既存の施設は3ヶ所、面積は約3万㎡、鶏卵の出荷先は全農に9割、残りは量販店、直販。鶏糞の処理はコンポで行っており、能力は70㎡ほどあります。申請地には3万羽入る育成舎を2棟建設、建物はウインドレス鶏舎、高さは約9.3mの予定です。土地の造成は敷地内で行い、雨水は道路側の側溝へ誘導し、外灯は付けるが周辺の農地に被害がでないように配慮したいとのことでした。調査班としては、特段の問題はなく許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の24をご覧下さい。申請地は宮城総合運動場から北東へ約200mに位置し、北側と東側は農地、南側は申請人所有の雑種地で小集団農地に位置する第2種農地です。申請人は、渋川市北橘町の会社役員であり、農地所有適格法人の代表です。申請理由・太陽光発電施設を設置し、安定した事業収入を得たく、地主と合意する事ができたので申請に至りました。申請地の状況を確認したところ、大量の廃材と産業廃棄物が置かれているのが確認されました。面接には、申請人と申請人の夫が来られました。申請人は既存、施設を2ヶ所所有し、今回の申請地には200kw発電を計画し、売電単価は32円とのことです。すでに売電契約は済んでおり、接続負担金は1,000万円、年間売上は700万円、費用の回収に10年を見込んでいるとの事です。土地の造成は敷地内で行い埋立てはせず、設置後の除草等の管理は本人が行う予定。雨水はU字溝等を設置し、周辺には迷惑がかからないように配慮し、周囲には1.2mのフェンスを設置する予定です。申請地には廃材や廃棄物が置いてある理由を求めたところ、誰が置いたか判らず、現在警察に被害届を出すことを検討しているとの事です。調査班としては、農地法違反の状態であり、農地部会定例会(本日)までに廃棄物が撤去されない限り、許可することは出来ないと申し合わせをしました。

なお、10番委員が本日現地再確認しましたので状況説明をお願いします。

高山副主幹

議長

5番委員 (2班班長) 10番委員

本日12時ごろ確認、建築廃材はすべてかたづけてありました、剥いだ砕石土は搬出予定で西側の入口付近に小山になっていました。表面用の土が山になっており、本日、ならしておりました。

是正をしているところで、全ての撤去が終了した状況ではないということですね。

5番委員10番委員

5番委員

議長

剥いだ砕石土の山はトラック数台分あるかと思われます。

(休憩)

是正の確認がとれませんので、班としては保留と判断いたします。

(1/\5

以上で事務局の説明、および調査班長の報告はおわりましたので、皆さんからのご 意見、ご質問をお願いします。

2番委員 高山副主幹

整理番号25、貸人は他にも同町内に土地を所有しているのですか。 申請地のみです。

高山副主韓 会 長 齋藤係長

整理番号1、ウインドレスで建物も高いようですが周りへの影響は大丈夫ですか。 建物を9.3mに押さえ東側市道があり被害はないという判断です。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号24番を保留とし、整理番号1番から23番、整理番号25番から29番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

議長

全員賛成でありますので、議案第18号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号24番を保留とし、整理番号1番から23番、整理番号25番から29番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の 意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許 可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第19号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の変更決定について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主事 議 長

◇ (議案書、土地の現状、利用目的、地目、面積等を朗読、説明)

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第19号について、 原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議長

全員賛成でありますので、議案第19号・農業経営基盤強化促進法に係る農用地利 用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、協議第1号。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、 協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、 本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続 税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

つきましては、今回の調査対象者7名の特例農地の状況について、地区の農業委員 さんとともに現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回 答してよろしいか、協議をお願いいたします。

なお、すべての案件が地区担当の農業委員さんが農地部会に所属されていない案件 のため、事務局から報告させていただきます。

** F

整理番号1番及び2番については、共有名義の農地2筆を確認いたしました。

2月23日に木村謙委員さんと現地確認を実施し、全2筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号3番については、2月20日に萩原委員さんと現地確認を実施し、全10 筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号4番については、2月20日に金子幹一委員さんと現地確認を実施し、全 5筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号5番については、2月23日に星野研一委員さんと現地確認を実施し、全6筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号6番については、2月20日に金子幹一委員さんと現地確認を実施し、全1筆が農地として利用されていることを確認しました。

整理番号7番については、2月23日に師田委員さんと現地確認を実施し、全10 筆が農地として利用されていることを確認しました。

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇ (意見、質問等なし)

意見もないようですので、採決したいと思います。協議第1号について、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、協議第1号・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用 状況の確認については、ただいま報告内容による確認書を税務署に提出することに決 定いたします。

次に、28ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第10号から第12号までとなっております。

第10号から第12号の報告内容は、

○法第4条の届出書の受理状況

4件

○法第5条の届出書の受理状況

26件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況

5件

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。 (部会閉会 3時19分)

議長

議長

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月7日

議長

署名人

署名人